

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	秋田県仙北市田沢湖田沢字 先達沢国有林3047林班は1小班			面積(ha) 4.00
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木	秋田杉外	2,982	2287.63
内訳 別紙「売買物件の内訳」のとおり				
売買代金	売買代金		円	
	うち消費税抜代金		円	
	消費税(10%)		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹				

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	~ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	現地立会省略	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)	
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して ヶ月 (期限 令和7年10月31日)				
売買(使用) 目的の指定			施設設置等 の指定		
特約事項	別紙の通り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

秋田森林管理署長 橋爪 一彰

登録番号 T8000012050001

買 受 人

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

別紙

特約条項

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確実に図ること。不明な箇所については、必ず当該森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域表示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。
3. 物件の伐採・搬出に際しては、林地崩壊をしないよう注意し、また、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設木橋や土管理設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、当該森林官の指示に従い、後片付けを実施すること。
4. 搬出に際し、保安林を使用する場合は、予め森林事務所へ「作業仕組承諾書」を提出すること。
5. 搬出路線の変更が必要となった場合は、速やかに当該森林官と協議すること。
6. 砂防指定箇所については、必要な手続きをしてから作業に着手すること。
7. 当箇所以外の林小班について、保安林又は砂防指定内である場合は、搬出支障木の伐採及び搬出路作設に係わり、それぞれの法に基づく所定の手続きが必要です。
8. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の必要な処置を行うこと。
9. 間伐物件については、標準地内の調査を基に伐採し、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
10. 物件箇所の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物を損傷しないよう注意を払い、損傷した場合は直ちに当該森林官へ届出し、当該森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理することになります。また、その処理費用についても、買受者の負担となります。
11. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、森林管理署は関与しないものとします。
12. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに当該森林官と協議をすること。なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一となります。
13. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認をし、必ず協議すること。
14. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
16. 森林管理（支）署長は、買受人による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理（支）署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

別紙 特記事項（1号物件）

1. 特約条項に従っておこなうこと。

様式第5号（第4条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1） 暴力的な要求行為を行う者

（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

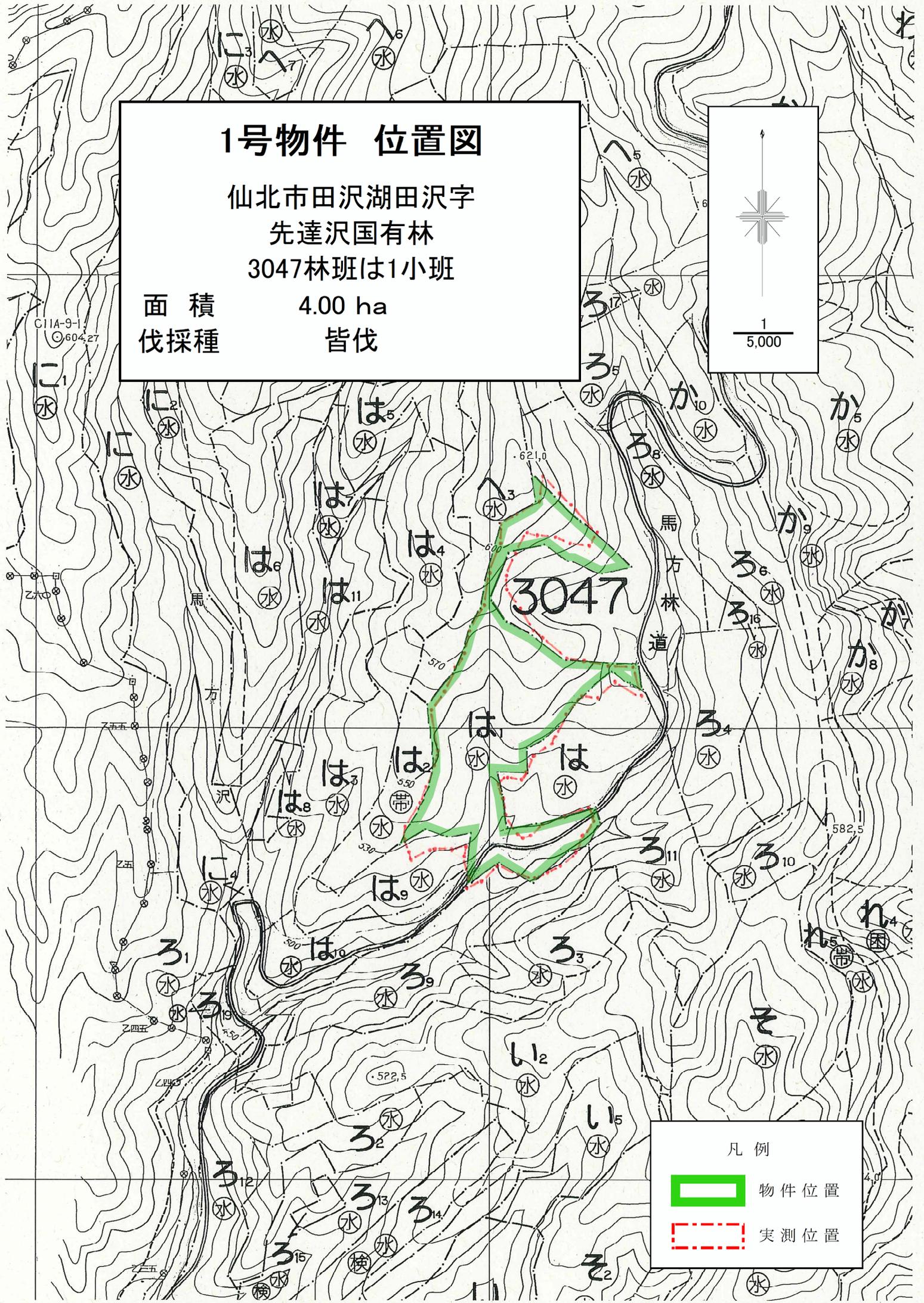
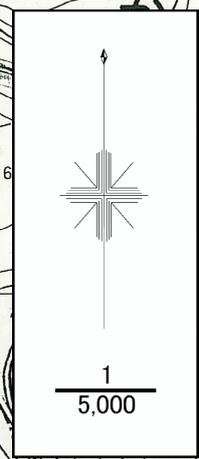
（5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

1号物件 位置図

仙北市田沢湖田沢字
先達沢国有林
3047林班は1小班

面積 4.00 ha
伐採種 皆伐



3047

馬方林道

凡例

-  物件位置
-  実測位置